

新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルスワクチンの住民接種体制



令和3年2月1日

接種スケジュール及び接種会場

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律【令和2年12月9日公布】
予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、厚生労働大臣の指示のもと、
都道府県の協力により、市町村長において予防接種を実施

接種スケジュール(予定)		2月	3月	4月	5月以降
県市	医療従事者等		接種開始		
	65歳以上の高齢者		接種券送付	接種開始	
	基礎疾患のある方				
	高齢者施設等従事者				接種開始
	60～64歳の方(※)			接種券送付	
	その他上記以外の方				接種開始

各個人宛に
接種券を郵送



(※)ワクチンの供給量による

接種会場について

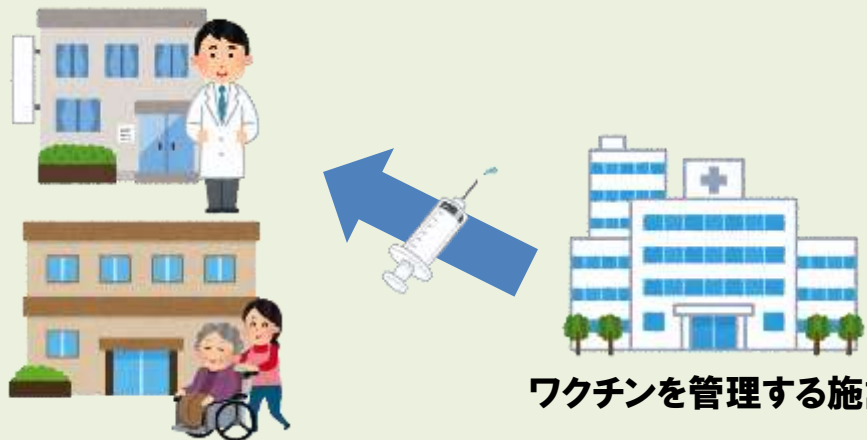
公共施設及び商業施設数か所を拠点とした集団接種会場で接種できるよう準備を進めています。拠点をベースに、今後、地域を巡回しての集団接種や医療機関での接種体制も検討していきます。

高齢者施設における接種方法

高齢者施設に入所している人については、国が示す接種の進め方をもとに、**入所している施設**で接種できるよう、関係団体等と連携して接種体制を構築

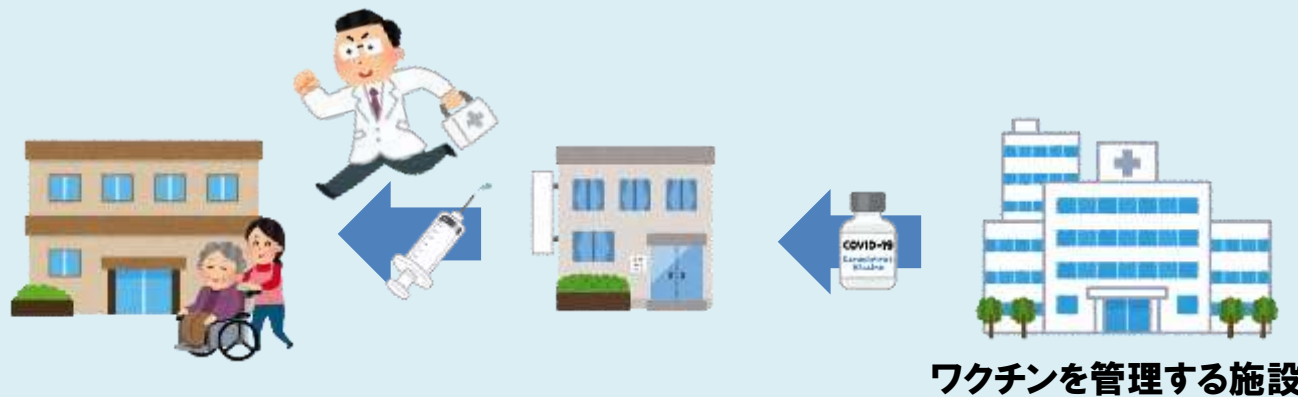
高齢者施設での接種イメージ

介護老人保健施設・介護医療院・
介護療養型医療施設



医療機関が接種施設として登録し、施設にて接種が可能

介護老人福祉施設・有料老人ホーム・
サービス付き高齢者住宅・
認知症対応型共同生活介護等



嘱託医等の医療機関が、接種施設として登録し、施設にて接種が可能

今後、ワクチンの供給状況に応じて
全市民が接種しやすい体制を整えていきます

問い合わせ先



健康福祉部 健康づくり課
〒514-8611 津市西丸之内23番1号
TEL:059-229-3310
FAX:059-229-3346



津センターパレス(ホテル部分)の 今後の新たな展開に向けて

令和3年2月1日

これまでの経緯

年 月	内 容		区分
昭和58年12月	(株)津都ホテル出店協定締結		
昭和60年 4月	津都ホテル(現都シティ津)開業 ※津センターパレス竣工		近鉄グループ の運営 による 18年間
平成 7年 2月	ダイエーが津センターパレスから撤退		
平成12年 4月	(株)津都ホテルから(株)近鉄ホテルシステムズへ営業譲渡		
平成13年 4月	アスト津(ホテルグリーンパーク津)開業		
平成14年 7月	(株)近鉄ホテルシステムズ撤退表明		
平成15年 3月	(株)津センターが(株)近鉄ホテルシステムズにホテル運営業務を委託し営業		(株)津センター から 近鉄グループ への委託 による 18年間
平成20年～平成22年	(株)津センターの経営が黒字化 [第6期～第8期決算]	主な外部要因等	
平成23年～平成26年	(株)津センターの経営が悪化(赤字) [第9期～第12期決算]	H23年3月発生の 東日本大震災の影響	
平成27年、平成28年、 平成30年	(株)津センターの経営が再び黒字化 [第13期、第14期、第16期決算]	訪日外国人観光客による インバウンド消費の増加	
令和2年4月25日～5月27日	緊急事態宣言に伴う休業	新型コロナウイルス 感染症の影響	
令和2年(決算日:令和2年6月30日)	(株)津センターの経営が悪化(赤字大幅拡大) [第18期決算]		
令和2年9月1日～	当面の間、全館休業		

昭和60年から平成14年までのスキーム

(株)津センターパレス
(ビルオーナー)

津市が出資(36.2%)

賃借

(株)津都ホテル(ホテル経営)
〔平成12年3月まで〕

平成12年4月

営業譲渡

商号変更

(株)近鉄ホテルシステムズ
(営業)

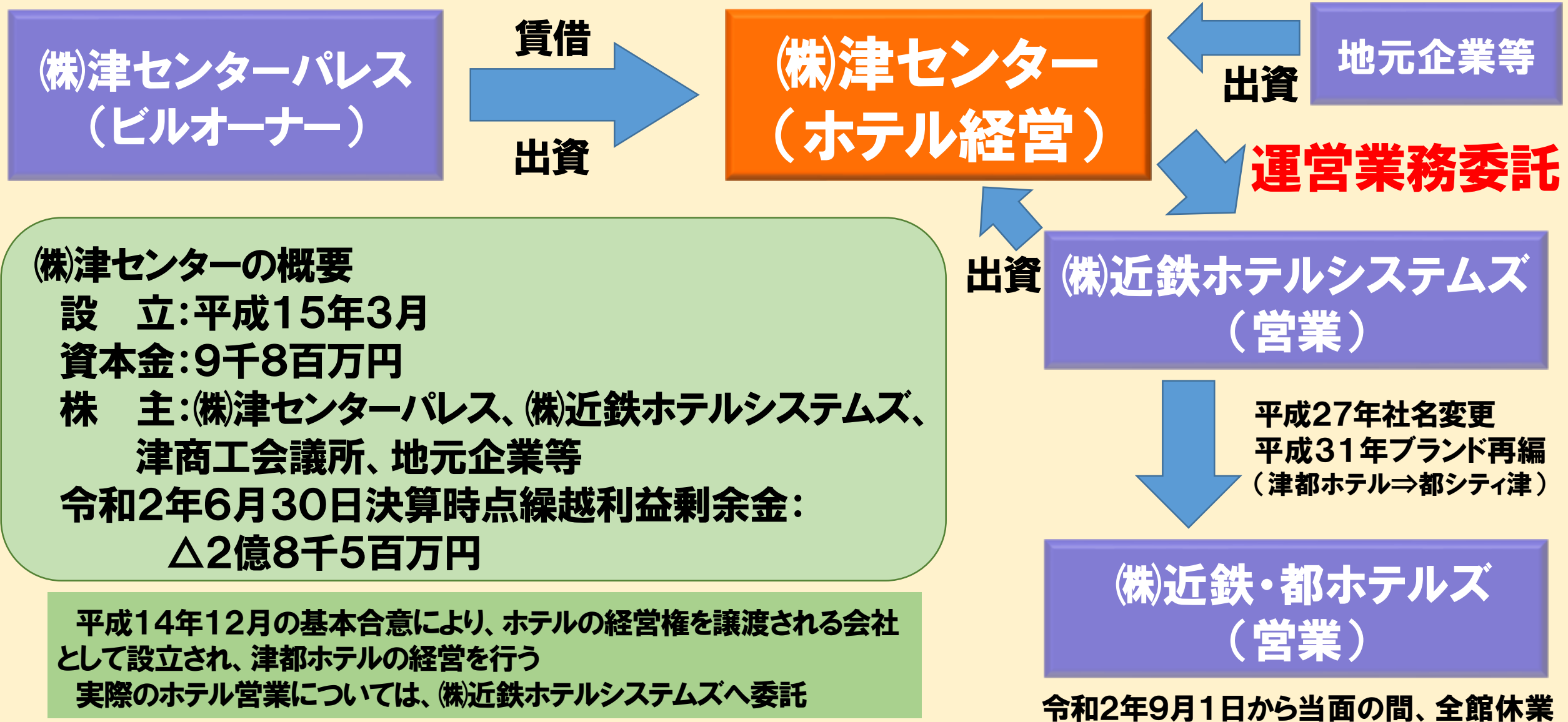
津ホテル開発(株)
(管理)

- ・平成14年 7月 撤退意向表明
- ・平成14年11月 津商工会議所、地元商店街、津市商業団体連合会から都ホテル存続に関する要望書提出

平成14年11月に解散
(約14億円の負債)

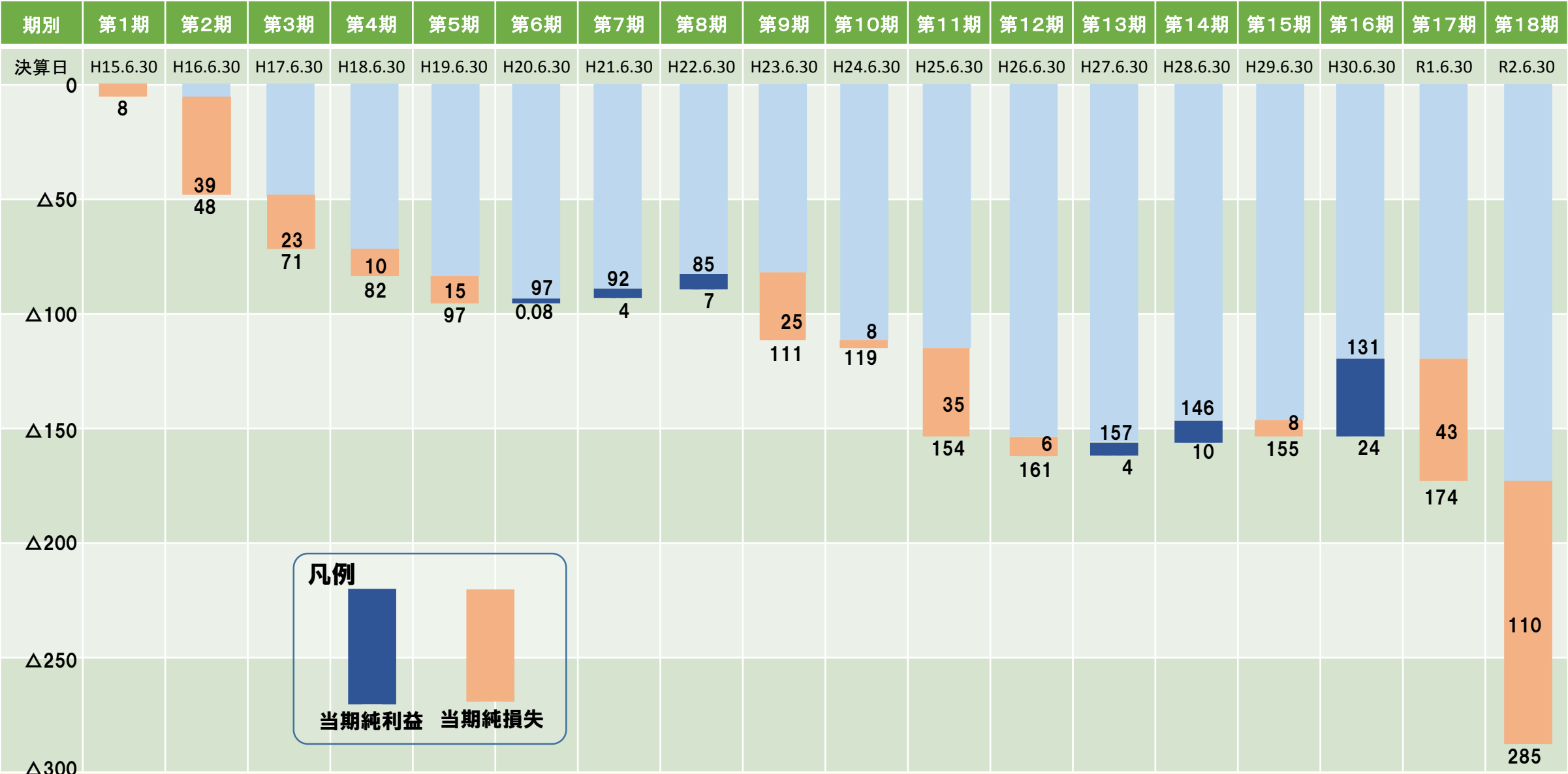
平成15年から令和2年までのスキーム

平成14年12月 (株)津センターパレスと(株)近鉄ホテルシステムズの基本合意による新スキームによる津都ホテルの存続



(株)津センターの繰越利益剰余金の推移

※ 6月末日現在(決算期7月1日から6月30日まで) 百万円未満切り捨て
単位 [百万円]



ホテル経営に係る経緯

【昭和60年4月～平成15年2月】 近鉄グループの経営による約18年間

- 14億円の累積債務を抱え、当初ホテル経営していた会社を清算

【平成15年3月～令和2年8月】 (株)津センターから近鉄グループへの業務委託による約18年間

- 構造的に十分な利益確保が難しい中、累積損失1億円台に留めていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による、インバウンド消費、飲食需要等の激減により、累積損失が3億円近くなったことから、当面の間、ホテルを全館休業することとした

【令和3年1月29日】 (株)津センター取締役会において業務委託契約の終了を決議

- (株)津センターと(株)近鉄・都ホテルズとで協議を重ねたものの、ホテル再開は困難であるという結論に至り、取締役会において2月末をもって業務委託契約を終了することが決議された

津市の中心市街地のへそに
当たるビルの活用の重要性

これからの18年間

- これからの18年間でどうしていくか、津市の中心市街地及び津センターパレスビルの活性化の観点からも検討していく必要性

津センターパレスビルの状況

(株)津センターパレス

竣工年月	昭和60年4月	延床面積24, 202㎡を津市と (株)津センターパレスが区分所有	
総工費	約43億3千万円		
延床面積	24, 202㎡		
うちホテル部分	7, 565㎡		
		津市	4, 229㎡
		(株)津センターパレス	19, 973㎡
		うち共用部分	5, 113㎡

都シティ津(ホテル部分)の概要

	内容	
レストランエリア(2階)	日本料理 浜千鳥 53席 262㎡	レストラン アゼリア 40席 295㎡
宴会場エリア(5階)	伊勢の間 375㎡(～500名) 鈴鹿の間 64㎡(～40名)	安濃津の間 158㎡(～120名) その他(結婚式場、写真室、着付室)
客室エリア (7階～9階)	ハリウッドツイン 24㎡(1～3名) スペーシアツイン 30㎡(1～3名) スイート 83㎡(1～2名) スタンダードツイン 24㎡(1～3名) スタンダードダブル 20㎡(1～2名)	コンフォートセミダブル 14㎡(1名) デラックスツイン 50㎡(1～2名) 和室 32～50㎡(1～5名) スタンダードセミダブル 14㎡(1名) 合計 83室 1, 563㎡

これまでの約18年間の近鉄グループへの委託による都ブランドホテル運営を一旦終了し、ホテル客室部分とレストラン、宴会場等について、分割を含めた活用について募集を開始

入居事業者募集

募集開始日	令和3年3月1日から(先着順に商談により決定)
賃貸借開始日	令和3年3月1日から(最低利用期間1か月)
対象施設	ホテル部分: 客室(83室)、レストラン(和食・洋食)、宴会場(大・中・小) テナントビル部分: 1階(スーパー・ドラッグストア跡地)、4階(事務所)
分割活用	ホテル部分については、一体的な活用を優先しますが、単独での活用につきましても相談させていただきます

入居事業者募集

(株)津センターパレス

ホテル部分(都シティ津)

レストラン(浜千鳥)

2階 日本料理53席+専用厨房 262㎡



レストラン(アゼリア)※1

2階 レストラン40席+専用厨房 295㎡



※ 写真はイメージです

大宴会場(伊勢の間)

5階 大宴会場 375㎡ 最大500名 共用厨房



中宴会場(安濃津の間)

5階 中宴会場 158㎡(最大120名) 共用厨房



津センターパレスビル

センパレ1階(スーパー・ドラッグストア跡地)

1階 スーパー・ドラッグストア跡地 1,544㎡



客室

7階～9階 客室 83室 総面積 1,563㎡



・実際の契約に当たっては、契約面積、契約年数、事業内容、公共性等により、(株)津センターパレスとの商談により決定します

・上記の他にも募集している物件がございます

※詳細は(株)津センターパレスへお問い合わせください

津市による取り組み

津がんばる事業者応援プロジェクト

事業目的	令和2年度に実施中の「津がんばるマルシェ」や「津市飲食事業者事業展開支援事業」の形態に加え、新たな形態による事業展開への拡大、発展させることにより、中心市街地における新たな事業スタイルの確立に向けて、チャレンジショップやパイロット事業を展開する場の提供
活用期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
活用事例	拡大版「津がんばるマルシェ」 レストラン(ホテル2階「アゼリア」、「浜千鳥」)や宴会場(ホテル5階)において、飲食サービスや展示・発表、ケータリング等の場として1か月以内の利用 ・新たな飲食店等の出店に向けたチャレンジショップ ・複数の飲食店によるシェアキッチンやフードコートの実施 ・新商品・物産品等の展示・発表会や即売会、商談会等のコンベンショナルな企画など ※テナント料は不要 ただし、調理場等の利用は光熱水費の一部負担あり
	「津がんばるマルシェ」 従前どおり1階のスペースで継続実施
その他	令和3年度当初予算に、プロジェクトに係る費用2,978万円を計上予定

全体事業イメージ

入居事業者募集〔(株)津センターパレス〕

1階		2階		5階	7階～9階
マルシェ ブース	中央	アゼリア	浜千鳥	宴会場	客室

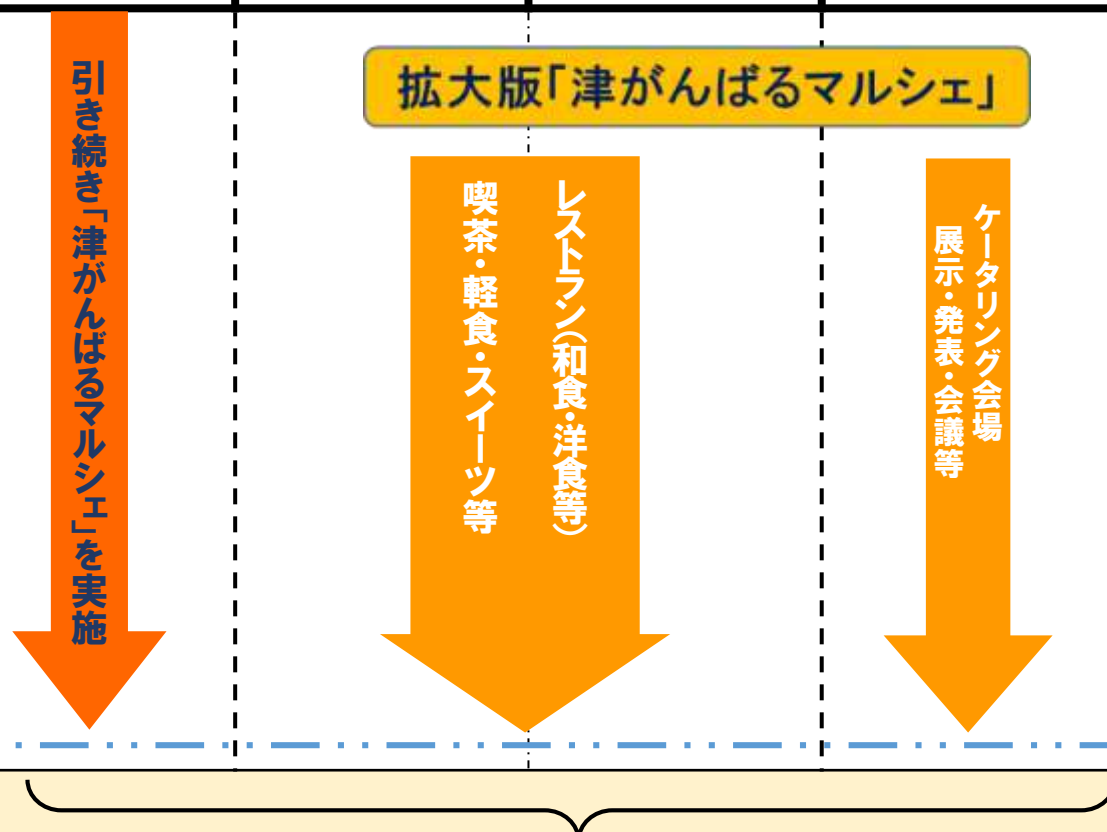
事業者を募集
↓
先着順に契約面積、契約年数、
事業内容、公共性等鑑み商談
↓
契約締結・活用開始
事業イメージ

令和3年度

令和4年度

津がんばる事業者応援プロジェクト〔津市〕

1階	2階		5階
マルシェブース	アゼリア	浜千鳥	宴会場



※ 左記の入居事業者募集にて入居される場合、当該プロジェクト区域から除外

今後の新たなまちづくりに向けて

これからの約18年間、さらにはその先を見据えた津市の中心市街地(大門・丸之内地区)の新たなまちづくりに向けて、都市計画の視点から調査分析に取り組み将来像を描く

都市空間

津市にとっての
中心市街地は
どのような場所か

まちの歴史

中心市街地の
まちの移り変わり
これから

津らしさ

中心市街地への
新たな価値の創造

3つの視点から幅広い調査分析が必要

都市空間の視点からの検討

津市の都市構造を俯瞰し、中心市街地エリアはどのような場所であるのか分析



まちの歴史を踏まえた検討

中心市街地エリアのまちの移り変わりを踏まえ、新たなまちづくりへつなげる調査



商業機能が
郊外へ流出



新型コロナウイルス
感染症発生・拡大

津センターパレス
開業

センターパレスから
ダイエー撤退

オフィス機能の
集積

都シティ津の
休業

新たなまちづくりの
検討



昭和50年代
まで
(STAGE 0)

昭和60年から
平成14年まで
(STAGE 1)

平成15年から
令和2年まで
(STAGE 2)

令和3年から
(STAGE3)

「津らしさ」の視点からの検討

中心市街地に新たな価値を生み出すための津市独自の都市計画を描く

- ・まちに人が集うための**新たな拠点**機能のあり方の検討に向けて
- ・安全で安心して過ごせる**災害に強い**まちづくりに向けて
- ・次代を担う若者が**魅力と誇り**を感じられるまちづくりに向けて



商店街の賑わい
あふれるまち
STAGE 0



津センターパレスを
核としたまち
STAGE 1



民間オフィス
機能の集積
STAGE 2

新たな価値創造で
魅力・風格アップへ
STAGE 3

中心市街地のまちづくりビジョン

津の中心市街地に新たな価値を生み出すため周辺拠点の関係性も踏まえた調査

都市空間

まちの歴史

津らしさ

3つの視点からの幅広い調査分析

中心市街地の未来ビジョンづくり

中心市街地の未来ビジョンづくりに向けて

令和3年度津市一般会計当初予算へ計上予定

都市拠点再生推進施策検討業務委託料 980万円
(未来ビジョン策定に向けた基礎調査等)

基礎調査等の実施

- ◆周辺の各拠点との関係性を踏まえ、各種統計データやビッグデータ等を活用した現状把握及び分析等
- ◆ワークショップやヒアリングなど、オープン型の調査を通じた意見集約等、市民の目に見える形での取組

官民連携の組織体(エリアプラットフォーム)の構築

官民の多様な人材が緊密な連携のもと未来ビジョンを策定・共有し、一体となってまちづくりに取り組むための組織づくり

国のまちづくり施策の活用を検討

令和3年1月「官民連携まちなか再生推進事業」へ津市が応募

国土交通省都市局 まちづくり推進課
令和2年度新規創設事業
令和3年度予算額5.1億円

エリアプラットフォームの構築・未来ビジョンの策定



居心地が良く歩きたくなる空間形成へ



問い合わせ先



○津がんばる事業者応援プロジェクトに関すること
商工観光部商業振興労政課

TEL : 059-229-3114

FAX : 059-229-3335

●(株)津センターパレスによる取り組みに関すること
株式会社津センターパレス

〒514-0027 津市大門7番15号

TEL : 059-225-5595

FAX : 059-225-4491

○中心市街地ビジョン策定に関すること
都市計画部都市政策課

TEL : 059-229-3183

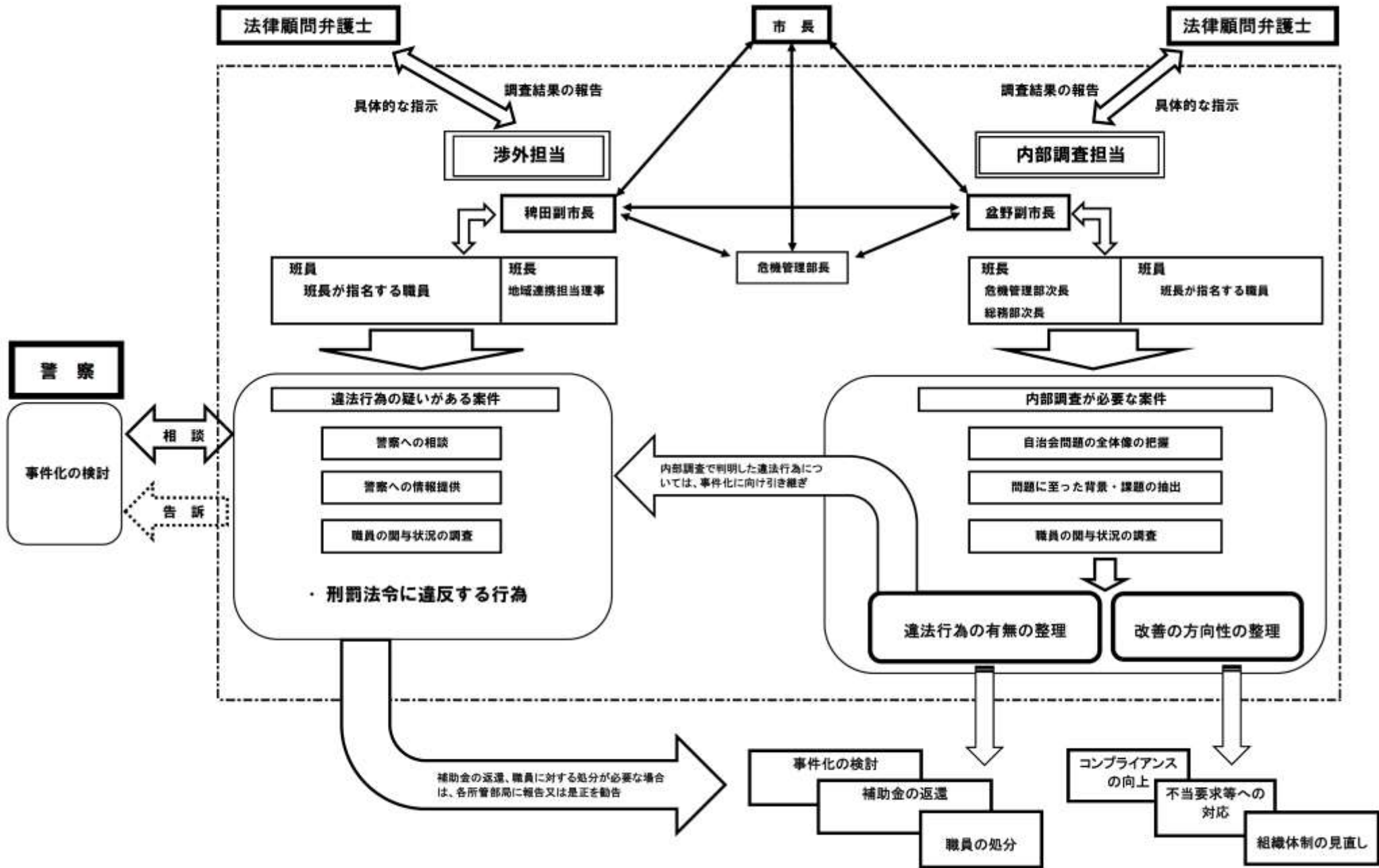
FAX : 059-229-3336

津市自治会問題に関する中間報告書を受けての

津市の対応方針

令和3年2月1日

津市自治会問題に関する調査チーム



津市の対応方針①

課題

刑罰法令に違反する疑いがあるもの

分析

三重県警察へのさらなる相談が必要

- 真相を明らかにするため
三重県警察に全面的に協力する

津市の対応方針②

課題

明らかに市職員の職務が
公正公平に執行されていなかったもの

分析

事務の執行が歪められるなどの問題があった

●市職員の処分も含め厳正に対処する

津市の対応方針③

課題

職務権限の範囲や事務執行の方法
について問題があったもの

分析

あいまいなルールのもとで
過剰な拡大解釈により事務が行われていた

●事務執行の仕組みやルールの見直し

津市の対応方針④

課題

不当な要求への過度な対応があった

分析

圧力に対して毅然と対処する方法がなかった

- 市民等からの口頭や面談での要求を記録・報告する仕組みの構築

- 津市職員の倫理規定の策定

津市の対応方針⑤

課題

職員が困難な問題を抱え込んできた

分析

上司や公益通報窓口相談しづらかった

●市役所内部を統制する独立した組織
を新たに設置する

津市自治会問題に関する中間報告書

令和3年2月1日

津市自治会問題に関する調査チーム

倉田法律事務所 弁護士 倉田 巖圓

楠井法律事務所 弁護士 楠井 嘉行

この報告書は、津市自治会問題の調査を依頼する法律顧問弁護士である倉田
厳圓弁護士並びに楠井嘉行弁護士から、令和3年1月31日時点の津市職員へ
の聞き取り調査状況等について「中間報告」として提出されたことを受け、津市
自治会問題に関する調査チームとして、その内容を取りまとめたものである。

1 津市自治会問題に関する調査チームの設置の経緯

津市自治会問題に関する調査チーム設置に係る経緯は以下のとおりである。

(1) 令和2年9月9日から インターネット上に津市相生町自治会長に関する
情報の掲載が始まる。

(2) 令和2年9月 上記インターネットへの掲載情報などを基に、津市議会決
算特別委員会において自治会問題に関する質疑が行われる。

(3) 津市議会及び津市自治会連合会からのインターネット情報に関する事実確
認と対応を求める要請

令和2年10月5日 津市議会 議長及び副議長から、執行部としての
事実確認とその対応について回答を求められる。

令和2年10月9日 津市自治会連合会 会長及び副会長から、事実確
認とその対応について要請を受ける。

(4) 令和2年10月12日 臨時幹部会議の開催

市長から市幹部職員に対し、「公正かつ公平な職務の執行について」11
月6日を提出期限として報告書の提出（市長宛てに封をして直接届ける）を
指示

市長が「今日を津市役所が変わるスタートの日としたい。」と発言

(5) 令和2年11月4日 津市法律顧問弁護士である倉田厳圓弁護士に調査協
力を依頼

倉田弁護士には、法律顧問弁護士として、以前から法律相談として当該事
案に関する相談を行っていたが、あらためて調査協力を依頼

(6) 令和2年11月9日 臨時幹部会議の開催

報告書の内容を受け、市長が市幹部職員に対し、「関係法令に違反してい
ることが疑われるものについては、すぐにでも法律顧問弁護士に助言を求め、
的確に対応すること。また、警察から協力依頼があった場合には、全面的に
協力すること。調査・確認結果や顧問弁護士との相談結果については、担当

副市長に速やかに報告し対応を協議すること。」を指示

加えて、総務部長に対しては、「市民等から口頭や面談での要求があった場合に、記録・報告する仕組み作りと、公務員倫理について、津市職員の倫理規定を策定すること。」を指示

(7) 令和2年11月30日開会の令和2年第4回津市議会定例会において緊急質問が行われる。

11月30日 開会日において7名の議員から緊急質問として自治会問題に関する質疑が行われる。

(8) 令和2年12月1日 幹部会議の開催

津市議会における緊急質問を受け、市長が、これまで2回の臨時幹部会議で幹部職員に伝えてきたことを公式に明らかにした。

市長が市幹部職員に対し、「もう一度、各所管において問題になっていることを見直し、報告していない事案については、担当副市長に相談すること。」を改めて指示

既に警察に相談している案件もあり、警察には、法と証拠に基づき公正公平な判断をしていただく必要があることから、しっかりと警察に協力するよう指示

(9) 令和2年第4回津市議会定例会において質疑が行われる。

12月7日～9日 議案質疑並びに一般質問において9名の議員から自治会問題に関する質疑が行われる。

(10) 令和2年12月10日 臨時幹部会議の開催

津市議会12月定例会の質疑を受け、市長が市幹部職員に対し、「令和2年第4回津市議会定例会の質疑において、新たに指摘を受けた事案について、早急に調査を実施し担当副市長に報告すること。」を指示

現時点で報告している内容に加え、さらに報告すべき内容があれば12月18日までに必ず報告するよう改めて指示

(11) 令和2年12月18日 臨時幹部会議の開催

市長が市幹部職員に対し、「警察から事情を聴かれた場合は、事実を淡々と話し、仮に職員が過度に関わっていた場合は、その事実と合わせ、なぜそうしたのか背景も含めてきちんと話すこと。」を指示

市長が「真相を究明し、私の責任で過去を断ち切り改革を断行する。」と明言

(12) 令和2年12月22日 津市法律顧問弁護士である倉田巖圓弁護士に加え、同じく津市法律顧問弁護士である楠井嘉行弁護士にも調査協力を依頼

(13) 令和2年12月23日 津市自治会問題に関する調査チームを設置

特定の自治会に対する違法な行為や不適正な取扱い、又は公正かつ公平を欠く職務執行等について、自治会を取り巻く諸問題の事実確認や職員との関わり等、さらに範囲を広めて全体像の把握や問題の背景などを調査するため「津市自治会問題に関する調査チーム」を設置（調査内容については、別添：対応チャートのとおり）

渉外担当と内部調査担当に分割し2名の法律顧問弁護士（倉田弁護士が渉外担当を所掌し、楠井弁護士が内部調査担当を所掌する。）のもとで調査をより加速化

(14) 令和2年12月23日 臨時幹部会議の開催

危機管理部長から市幹部職員に対し、「津市自治会問題に関する調査チーム」の設置を報告

市長から市幹部職員に、「今後は倉田弁護士（渉外担当）を通じて、警察からの事情聴取を求められることがあり、楠井弁護士（内部調査担当）から、弁護士による聞き取りを求められるので、それぞれしっかりと協力すること。」を指示

(15) 令和2年12月23日 津市議会へ「津市自治会問題に関する調査チーム」の設置について報告

2 津市自治会問題に関する調査チームにおける調査の実施状況

津市自治会問題に関する調査チームにおける調査の実施状況は以下のとおりである。

(1) 調査対象

調査については、「津市相生町自治会長による行政対象暴力疑惑」、及び「津市相生町自治会への不正な補助金の執行疑惑」について、津市議会からの指摘やインターネット等に情報が掲載されている全ての事案とする。

なお、現時点における調査実施案件は、下記のとおりであり、今後においても疑惑があると判断されるものについては、さらに調査範囲を広げて継続して調査を行っていく。

現時点における調査実施案件

- 1 ごみ一時集積所設置等事業補助金に関する事案
- 2 自治会掲示板設置補助金に関する事案
- 3 集会所建築等補助金に関する事案
- 4 防犯灯補助金に関する事案
- 5 津市商工業振興等関係補助金に関する事案
- 6 資源物持ち去り防止パトロールに関する事案
- 7 相生町地内の工事及び修繕発注に関する事案
- 8 相生会館、さくら湯の修繕工事に関する事案
- 9 工事請負業者の地元調整に関する事案
- 10 中学校増築工事における下請け業者のあっせん疑惑に関する事案
- 11 公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案
- 12 中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案
- 13 市職員の私的利用に関する事案
- 14 道路占用許可に関する事案
- 15 中河原西自治会の設立に関する事案
- 16 人事異動への関与に関する事案
- 17 相生町自治会長から津市議会議員への品物返却に関する事案
- 18 謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案
- 19 相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案
- 20 その他、聞き取りの結果、新たに調査を必要とされた事案

(2) 調査方法

津市法律顧問弁護士である倉田弁護士及び楠井弁護士が委任する楠井法律事務所に在籍する7名の弁護士が、関係する市職員から直接報告書の提出を求め、聞き取りを行う形で調査を実施しており、この調査は現在もなお継続中である。

また、弁護士による聞き取り調査の結果、ごみ一時集積所設置等事業補助金に関する事案や自治会掲示板設置補助金に関する事案等については、刑罰法令に違反する疑いがある事案として、既に、三重県警察との相談を進めている。

(3) 聞き取り調査の実施状況

令和3年1月31日現在で、延べ131人の津市職員から直接聞き取りを実施

(4) 調査実施案件の調査結果の公表

現在、上記(2)のとおり、刑罰法令に違反する疑いがある事案については、法律顧問弁護士による聞き取り調査結果をもとに、三重県警察との相談を進めているところであり、現時点においては、各調査実施案件の詳細、相生町自治会長の関与及び市職員の関与の有無等については公表ができない状況にあるが、調査結果がまとまり、公表できることとなった時点で速やかに公表する。

3 法律顧問弁護士による聞き取り調査から見てきた背景・事実

法律顧問弁護士による津市職員への聞き取り調査は、以下の視点で実施されており、当該聞き取り調査の結果、現時点における津市自治会問題に係る背景及び事実は、次のとおりである。

(1) 聞き取り調査の視点

ア 事実の有無（そのようなことがあったのか、なかったのか）

イ あったとすれば、その具体的な概要

ウ 職員に問題となる行為や行き過ぎた行為があったのか、なかったのか

エ なぜ、そのような事態が発生したのか、事案の経緯と背景は何か

オ 今後、同種事案を防止するために必要な措置、対応策は何か

これらの視点に沿って、法律の専門家である弁護士により第三者の立場から関係職員に聞き取りを行い、問題の真相の究明及び全容の解明を図る。

(2) 自治会問題に係る背景

津市職員が、相生町自治会長からの要求、苦情申し入れ等に格別の配慮を行い、特別扱いしている事実が多くみられる背景には、主に次のことがあったと考えられる。

① 津市職員は幹部職員を含めて、相生町自治会長が自治会長に就任当初から、対応に注意を要する人物であるとの認識を持っていたこと。

さらには、平成26年夏、市議会議員が議会応接室において、相生町自治会長に土下座のうえ謝罪したこと、及び平成26年秋、教育長室において、相生町自治会長が、行政へ過剰な要求を行う市民に対し謝罪を求め、当該市民が土下座したことは、職員に広く知られることとなり、これが市役所内に相生町自治会長への警戒心・恐怖心が増幅するきっかけとなったと考えられる。

② 直接、相生町自治会長に対応した経験のある職員や、その様子を見聞きした職員が、未然にトラブルを回避するために可能な限り相生町自治会長

の意向に沿おうとしたこと、及びトラブルを経験した職員が相生町自治会長とのトラブルを回避するために、過剰とも思われる対応方法等をアドバイスしていたこと。

- ③ 相生町自治会長からの要求は、一見しては、自治会長や一市民としての情報提供や申し入れとして、必ずしも不当な内容でないものもあり、要望等の話し合いの中で、「公務員は全体の奉仕者である。」として強い主張を受ける中で無視しづらかったこと。
- ④ 過度な要求、不当な要求であるとして拒否した場合、他の部署への影響が予想され、相生町自治会長のその後の反応が怖かったこと。
- ⑤ 前任者であれ、過去に一度でもルールを逸脱した事務又は過剰に拡大解釈をした事務を行った実績があると、それを理由に相生町自治会長からの要求を断ることができなかったこと。
- ⑥ 要求や苦情の申し入れの際、担当職員だけでなく幹部職員や市議会議員など多くの「ギャラリー」を同席させ、威力を誇示されるので、職員全体に相生町自治会長に対する畏怖の念が浸透していったこと。
- ⑦ 相生町自治会長とうまく付き合うことが職務の円滑な遂行、自らの保身や仲間や部下を守ることに繋がるなどの思いがあったこと。
- ⑧ 職員の対応にクレームを付け、ことあるごとに「謝罪」を求めることで、さらに市役所内で相生町自治会長に対する恐怖心を増幅していったこと。

また、これらの背景のもと、津市職員が相生町自治会長の要求に応じてきたのには、過去からの経緯や津市役所の組織風土が少なからず関係している。

津市役所においては、相生町自治会長に限らず、過去から行政へ過剰な要求を行う市民等（教育長室において、相生町自治会長が謝罪を求め土下座したとされる人物もその一人である。）からの要求や苦情に対しては、主に幹部職員が自ら対応してきた経緯がある。津市の幹部職員には、行政へ過剰な要求を行う市民等に対し、職務の円滑な遂行のために、そういった市民等との距離感は保ちつつ、うまく付き合うことが、ある意味、幹部職員としての持つべき「スキル」であるといった風潮があり、様々な困難な案件の解決に当たっては、出来る限り自分たちの権限の中で処理することが職責として果たすべき使命であるといった組織風土がある。一方で、その状況を見てきた職員の中には、自らの保身のために、心ならずとも、そういった市民等へすり寄る職員がいたことも事実である。

相生町自治会長は、この自己完結の意識が高い幹部職員が、自らの力で何とか解決策を見出そうとする市役所の組織風土と、保身のために自らにすり寄る職員を巧みに利用し、職員に言いがかりをつける材料を集めては、

そのたびに上司や関係する多くの幹部職員を呼びつけて「謝罪」を求めることを繰り返していった。

このため、津市職員は、相生町自治会長からの要望があった場合には、特に幹部職員は、反目することによる他の部署への影響や、組織の中で自らが孤立することを恐れ、自らの権限の下、法に違反しない範囲で、できる限り要求に応じることを前提として物事を考えるようになり、結果として、相生町自治会長に過剰に寄り添った過度な「忖度」により、職務の公正公平な執行が歪められる事態に至ったものと考えられる。

本来であれば、こういった要望等に対しては、当初から公務員として適正に対応すべきであり、相生町自治会長とのトラブルの際に、職員が毅然と対応できなかったことが、大きな原因であることは言うまでもない。

しかしながら、相生町自治会長に「自らの責任において何とか解決しようという職員の気持ち」を逆手に取られたともいえ、職員が、他の業務や今後の業務の遂行、市議会の開催などに影響をきたさないようにと思うあまり、土下座や丸刈りなど、過った自己犠牲の精神から、不本意な謝罪を行うことが常態化していった。

この状態は、自治会長となった平成25年度以降、年度を重ねることにより、当時、課長級であった職員は、次長級職員や部長級職員などの先輩職員のやり方に倣い、また、他の部署でのトラブルを見て自分の部署は、自らはそうなりたくない、次第に相生町自治会長に対し行き過ぎた「忖度」を行うようになっていった。そして、部下職員はその姿を見て、管理職としての辛い立場も理解しつつも過った方法による業務の遂行に失望し、上げるべき声を上げられず、中には、自ら相生町自治会長に近づくことによって、自らの身は自らで守ろうとする者も現れるようになった。

なお、今回の津市職員への聞き取り調査においては、津市議会議員が関わる事案も見受けられた。

(3) 調査により見えてきたもの

これまでの調査において、ア刑罰法令に違反している疑いがあるもの、イ刑罰法令に違反するとまでは言えないが、明らかに職務の公正公平な執行が歪められているもの、ウ市民への説明責任を果たす必要があるものについては、このまま看過することなく対処する必要がある。

このため、調査対象案件については、今後、以下の類別のもと整理を行い、調査結果報告として取りまとめる。

ア 刑罰法令に違反している疑いがあるもの

刑罰法令に違反している疑いがあるものは、引き続き警察と十分に連携し、事案の真相を明らかにするために、津市として全面的な協力が必要であり、津市職員が刑罰法令に触れるような場合には、厳正に対処する必要がある。

イ 刑罰法令に違反するとまでは言えないが、明らかに職務の公正公平な執行が歪められているもの

専決権者の権限の範囲を逸脱した（拡大解釈した）事務の執行
過剰に寄り添った過度な付度による事務の執行
曖昧なルールの下での、過剰な拡大解釈による事務の執行
過去から公正公平な執行が歪められている事務の踏襲

ウ 市民への説明責任を果たす必要があるもの

過度な謝罪や過度な対応の常態化
自治会長が関与する飲食店の大人数による継続的な利用
他の市民には到底行わないであろう過剰なサービス

4 今後の取組

今後については、上記２（１）で明示した調査対象案件毎に、上記３（１）の５つの調査の視点に沿って、弁護士による第三者の立場から、具体的に事案の事実、経緯、職員の問題点、背景などを分析のうえ評価し、法律顧問弁護士が調査結果報告として取りまとめる。

また、各調査対象案件の調査結果をもとに、津市自治会問題の全体像の把握や課題を抽出したうえで、最終的には、改善の方向性も含めた「津市自治会問題に関する最終報告書」として整理を行う。

津市自治会問題に関する調査チームの設置及び対応チャート

